

「福岡県電子調達システム(物品関係)更新に係る要件定義業務委託」についての質問・回答一覧

整理番号	受付日	質問事項	質問内容	回答
1	5/25	見積取得用要件定義書(案)等の提出期限の変更可否 業務委託仕様書7(1)⑤、9(2)提出物No.8	仕様書 7(1)⑤ および 9(2)提出物No.8 において、設計開発経費の見積取得に係る要件定義書(案)および機能・非機能要件一覧(案)の提出期限が「令和8年9月下旬」とされています。 契約締結日(令和8年6月末~7月想定)からの実質作業期間が約3ヶ月と短く、業務主管課・連携システム主管課・現行運用事業者へのヒアリングおよび業務フロー・課題整理を経て、見積取得に耐えうる粒度の要件定義書(案)・機能/非機能要件一覧(案)を作成するには、令和8年10月末までを希望します。提出期限を令和8年10月末まで変更することは可能でしょうか。 可能でない場合、9月下旬時点で求められる完成度・記載粒度(主要機能のみで可か、概算見積に必要な範囲はどこまでか)をご教示ください。	提出期限の変更はできませんが、後日、完成度の高いものに差替えることは考えられます。
2	5/25	調達仕様書案(R9.1.31)の提出時点での要件確定度 業務委託仕様書9(2)成果物No.2	仕様書 9(2)成果物No.2 において、「設計・開発業務(仮称)」の調達仕様書案の提出期限が令和9年1月31日とされています。一方、要件定義書本体の提出は令和9年3月31日です。 1月31日時点では、要件定義書(本体)は完成前の状態となりますが、この時点で調達仕様書案に求められる完成度(記載すべき要件の範囲・粒度)はどの程度を想定していますか。 また、調達仕様書案提出後の2月~3月における要件定義書(本体)の確定作業との関係性(調達仕様書案の修正の取り扱い、整合維持の方法)について、想定をご教示ください。	要件定義書は、調達仕様書の一部として含まれる形となるため、ほぼ完成したものをご提出していただくイメージです。
3	5/25	業務開始時期(ヒアリング開始可能時期) 業務委託仕様書8(3)①	本業務における業務主管課・情報政策課・現行運用事業者・連携先システム主管課へのヒアリングは、契約締結後の最速でいつから開始可能でしょうか。 契約締結日が令和8年7月初旬の場合、7月中旬からヒアリングを開始することは可能でしょうか。 県側のヒアリング対応窓口(人員)について、夏季休暇期間(8月)における対応可否(実施可能日数の制約)もあわせてご教示ください。	7月中旬からヒアリングを開始することは可能です。 8月のヒアリングについて、制約はありません。

「福岡県電子調達システム(物品関係)更新に係る要件定義業務委託」についての質問・回答一覧

整理番号	受付日	質問事項	質問内容	回答
4	5/25	物品系と共通系(電子入札・名簿管理)の境界 業務委託仕様書6(3)、5(1)	次期電子調達システム(物品関係)の対象範囲は物品購入システムおよび物品管理システムとされています(仕様書6(3))。一方、現行システムでは共通系として電子入札システム・入札情報サービスシステム・名簿管理システムがあり、本業務対象システムと密接に連携しています。 (1)本業務における対象範囲は物品購入・物品管理システムに限定で、共通系システムは現状維持(既存仕様前提)と理解してよいでしょうか。 (2)共通系との連携機能(資格者情報の参照、入札結果の取り込み等)について、本業務では『連携要件の整理』のみを行い、共通系側の改修要件は対象外と理解してよいでしょうか。	(1)現状維持ではございません。本業務と同スケジュールで、別途調達を行っています。 (2)ご認識のとおりです。
5	5/25	パッケージ/クラウドサービス選定の前提 業務委託仕様書6、7(1)③	仕様書6章において「クラウドサービスやパッケージの活用を前提とし、カスタマイズを最小限に抑えて導入する」とされていますが、要件定義業務における当該パッケージ/クラウドサービスの取り扱いについて、以下の点をご教示ください。 (1)県側で想定している候補パッケージ/クラウドサービスはありますか。 (2)候補がない場合、受託者側で市場調査・主要パッケージ比較を実施し、要件定義書に推奨パッケージ候補を提示することを期待されていますか(評価項目5-1のスコープに含まれますか)。 (3)「特定の業者あるいは特定の製品によってのみ実現可能なものとならないようにすること」(仕様書7(1)③)との両立はどのように整理すべきでしょうか。	(1)ありません。 (2)はい。 (3)パッケージ/カスタマイズのどちらでも可能な要件定義書を提出していただきたいと考えています。
6	5/25	連携先システム 主管課・運用保守事業者との調整方法 業務委託仕様書5(4)、7(1)④	仕様書7(1)④において「連携する業務システムの業務主管課との調整」「各システムの運用保守事業者とも同様に調整」とあります。 (1)財務会計システムについて、主管課・運用保守事業者との調整の窓口は、本業務発注課(総務事務厚生課)において設定いただけますでしょうか。 (2)財務会計システムは「再構築業務など」(評価項目2-1⑤)が並走しているとの理解です。財務会計再構築プロジェクトの最新スケジュールおよび現時点で確定している連携IF仕様について、本業務開始時点で受託者へ提供いただけますでしょうか。	(1)はい。日程調整等を行います。調整は事業者同士で行っていただく想定です。 (2)今のところ、提供の予定はありません。財務会計再構築と本業務は、別々に進んでいます。財務会計再構築については、令和9年9月に予算編成がカットオーバー、令和10年3月にその他のサブシステムがカットオーバーする予定です。

「福岡県電子調達システム(物品関係)更新に係る要件定義業務委託」についての質問・回答一覧

整理番号	受付日	質問事項	質問内容	回答
7	5/25	現行データテーブル定義・データ移行範囲の提供 業務委託仕様書7(1)③イ・ウ	仕様書7において「本県が提供するデータテーブル等の情報及び連携一覧の情報に基づき、現行システムのデータ移行及び関連するシステムとのデータ連携の手法等を詳細に定めること」とあります。 現行システムのデータテーブル定義書(ER図含む)、連携一覧、現行帳票一覧、業務フロー図等の県提供資料は、契約締結後どのタイミングで提供いただけますか。	契約締結後、速やかに提供する予定です。
8	5/25	警察本部・教育委員会等の独自要件 業務委託仕様書5(2)	現行システムの利用範囲には警察本部・教育委員会・企業局等の任命権者が異なる組織が含まれています。 (1)各組織の独自業務・独自要件(特に警察本部の機密性に関わる要件、教育委員会の独自帳票・運用等)の有無、および要件定義における取り扱いについてご教示ください。 (2)各組織へのヒアリングは別途実施が必要でしょうか。それとも総務事務厚生課・デジタル戦略推進課を窓口とし、必要に応じて受託者が直接ヒアリングする形式でしょうか。	(1)無し。 (2)各組織へのヒアリングは不要です。
9	5/25	α' モデル準拠のセキュリティ要件詳細 業務委託仕様書6(2)	仕様書6(2)において「本県のセキュリティモデルは α' モデルを採用している」との記載があります。 (1) α' モデルに関する県のセキュリティポリシー・運用ガイドラインのドキュメントは受託者に提供可能でしょうか。 (2)次期システムを外部クラウド基盤上で稼働させる場合、 α' モデル準拠のために満たすべき具体的なセキュリティ要件(接続経路、データ保管場所、認証方式等)の指針はありますか。	(1)可能です。 (2)あります。
10	5/25	稼働環境の選択(仮想基盤 vs 外部クラウド)の判断主体 業務委託仕様書6(2)	仕様書6(2)において「本県が契約する仮想基盤上での稼働もしくは外部クラウド基盤上での稼働を想定している」とあります。 稼働環境の最終決定は本業務の要件定義の中で行うのでしょうか、それとも県側で別途決定されるのでしょうか。	要件定義書の中で行います。

「福岡県電子調達システム(物品関係)更新に係る要件定義業務委託」についての質問・回答一覧

整理番号	受付日	質問事項	質問内容	回答
11	5/25	「設計開発コスト抑制」他団体実績の範囲 落札者決定基準別紙 評価項目表 5-1④	落札者決定基準 別紙 評価項目表 5-1④ において、「他団体の実績を踏まえて記載すること」とあります。 守秘義務の関係で具体的な団体名を記載できない場合、「都道府県A」等の匿名表記でも評価対象となりますか。	匿名表記は評価対象外です。
12	5/25	県庁舎内での作業環境 業務委託仕様書 10(2)	仕様書 10(2) において「本業務を実施するための作業環境及びそのために必要な経費は、受注者が準備する」「受注者が必要に応じて本県の県庁舎内で作業や協議等を実施する際は、本県がこれを準備する」とあります。 (1) 県庁舎内での作業（席・打合せスペース）の継続利用は可能でしょうか（例：週1～2日、複数月にわたり同じ席を確保）。 (2) 県庁舎内作業時の県ネットワーク・端末の利用可否、および受託者持込PCの庁内ネットワーク接続可否をご教示ください。	(1)週1～2日、数時間程度ご利用いただくことは可能と思いますが、調整が必要です。 (2)県庁舎内作業時の県ネットワーク・端末の利用は可ですが、受託者持込PCの庁内ネットワーク接続は不可です。
13	5/26	各検討会の参加者・人数 業務委託仕様書 p.7 (3)検討の場の設置	検討の場である①ヒアリング、②ワーキング、③その他の参加者として「総務事務厚生課」「情報政策課」が出席すると記載されております。 ①、②、③は、同じメンバーで構成されるのでしょうか。 ①ヒアリングは現場担当者、②ワーキングは現場担当者の他、各課の管理職・班長（課長補佐クラス）、③現場担当者など、現在、想定されるメンバーおよび人数など教えていただけないでしょうか。 また、③その他に「なお、要件定義書の最終的な承認の場は別途設定する。」とありますが、現在、想定される協議体があれば、ご教授お願いします。	①は現場担当者、②は係長(班長)を想定しています。 本件担当所属は、総務事務厚生課、デジタル戦略推進課(旧情報政策課)となります。 要件定義書の最終的な承認の場について、想定している協議体はありません。当課の決裁により完結させる予定です。

